

◇鳥取県石綿による健康被害を防止するための緊急措置に関する条例施行規則の一部改正について

1 規則の改正理由

労働安全衛生法施行令、石綿障害予防規則等の一部が改正され、その重量に対して0.1パーセントを超え1パーセント以下の石綿を含有する保温材等が規制の対象となったこと及び作業記録等の保存期間が40年間に延長されたことにかんがみ、本県の石綿による健康被害を防止するための緊急措置に関する取扱いについても同様とする。

2 規則の概要

- (1) 解体等の作業を行う際に県への届出が必要な石綿成形板等の石綿の含有率をその重量に対して0.1パーセントを超えるもの（現行 1パーセントを超えるもの）とする。
- (2) 事業者又は所有者等が行う石綿の粉じんの飛散状況等の調査結果の記録簿の保存期間を40年間（現行30年間）とする。
- (3) 二以上の作業が同一の工場又は事業場において行われる場合についても、一の届出書によることができることとする。
- (4) その他所要の規定の整備を行う。
- (5) 施行期日等
 - ア 施行期日は、平成19年4月1日とする。
 - イ 所要の経過措置を講ずる。

◇鳥取県中小企業高度化資金等貸付規則の一部改正について

1 規則の改正理由

独立行政法人中小企業基盤整備機構の設立並びに関係法令の新設及び廃止に伴い、貸付けの対象となる事業の見直しを行う。

2 規則の概要

- (1) 中小企業高度化資金等の貸付けの対象となる事業は、次に掲げるとおりとする。
 - ア 経営革新計画承認グループ事業
 - イ 異分野連携新事業分野開拓計画認定グループ事業
 - ウ 下請振興事業計画承認グループ事業
 - エ 総合効率化計画認定グループ事業
 - オ 施設集約化事業
 - カ 連鎖化事業
 - キ 共同施設事業
 - ク 経営改革事業
 - ケ 設備リース事業
 - コ 企業合同事業
 - サ 集団化事業
 - シ 集積区域整備事業
 - ス 地域産業創造基盤整備事業
 - セ 商店街整備等支援事業
 - ソ 地域産業創造基盤整備活性化事業
 - タ 商店街整備等活性化支援事業
- (2) その他所要の規定の整備を行う。
- (3) 施行期日等
 - ア 施行期日は、公布の日とする。
 - イ 所要の経過措置を講ずる。